

様式44

令和5年6月30日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

医療法人の名称 医療法人 尚 豊 会

理 事 長 名 一宮 恵

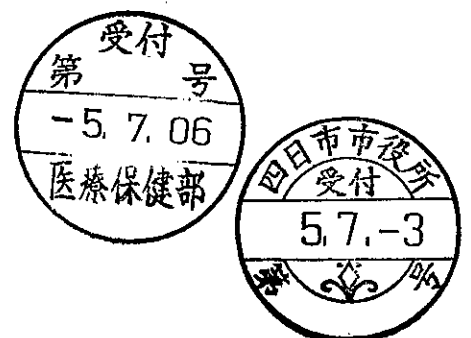
電 話 (059) 330-6000

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人尚豊会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☒ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成10年3月27日

(4) 設立登記年月日 平成10年3月30日

(5) 役員及び評議員 令和5年3月31日現在

	氏 名	備 考
理 事 長	一宮 恵	医療法人尚豊会理事長、みたき総合病院 管理者
副理事長	木村 光政	医療法人尚豊会副理事長、みたき健診クリニック管理者
会 長	与那覇 尚	医療法人 尚徳会 理事長・会長
理 事	与那覇 斉	みたき総合病院産婦人科
同	古橋 亜沙子	みたき総合病院内科・麻酔科・緩和ケア内科
同	鈴木 悟	みたき総合病院副院長
同	三村 博美	みたき総合病院副院長兼看護部長
同	桜井 治夫	みたき総合病院 事務長
同	真弓 稔	みたき健診クリニック 事務長
同	山下 和久	みたき総合病院 事務次長
同	松井 敏行	医療法人尚豊会法人事務局部長
同	門田 彰夫	医療法人尚徳会事務局長
同	大杉 泰弘	豊田地域医療センター 副院長
監 事	神谷 明文	医療法人尚豊会・尚徳会 顧問弁護士

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記

載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	みたき総合病院	三重県四日市市生桑町字菰池 458番の1	一般病床 111床 療養病床 88床
診療所	みたき健診クリニック	三重県四日市市生桑町字菰池 450番の3	一般病床 0床 療養病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
みたき在宅ケアセンター (居宅介護支援事業) (訪問看護事業) (訪問介護事業)	三重県四日市市生桑町字菰池 448番の1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当はありません。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年6月 2日 社員増員の件

与那覇靖理事長理事解任の件

与那覇靖理事長社員除名の件

令和4年6月 9日 新理事選任の件

定款第26条(1) 副理事長1名から2名への変更の件

令和4年6月23日 令和3年度事業報告及び決算、監査結果承認の件
 役員報酬総額の件
 定款変更（役員賠償保険加入責任一部免除）の件
 産科医等確保支援事業補助金支給承認の件
 廣部前看護部長慰労金支給の件

令和4年12月21日 認定医療法人の申請の件
 社員総会・理事会におけるオンライン参加の是非の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
 該当ありません。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
 該当ありません。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
 該当ありません。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
 該当ありません。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人 尚豊会

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号 165

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	9,118,487 千円
2. 負 債 額	7,125,572 千円
3. 純 資 産 額	1,992,915 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,208,830
B 固 定 資 産	7,909,657
C 資 産 合 計 (A + B)	9,118,487
D 負 債 合 計	7,125,572
E 純 資 産 (C - D)	1,992,915

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人尚豊会

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池 4 5 8 番の 1

※医療法人整理番号 465

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,208,830	I 流 動 負 債	1,203,689
現金及び預金	318,878	買 掛 金	93,875
事業未収金	754,677	短 期 借 入 金	400,000
たな卸資産	4,033	1年以内返済長期借入金	396,120
前払費用	24,368	未 払 金	149,771
その他の流動資産	106,872	未払法人税等	205
II 固 定 資 産	7,909,657	未払消費税等	25,884
1 有形固定資産	5,956,892	預かり保証金	210
建物	3,869,401	預 り 金	40,389
建物附属設備	1,360,461	仮受金(未収)	6
構築物	76,590	仮 受 金	1,160
医療用器械備品	254,325	賞与引当金	96,070
その他の器械備品	86,209	II 固 定 負 債	5,921,883
車両及び船舶	23,902	長 期 借 入 金	5,675,333
土地	261,985	退職給与引当金	246,550
建設仮勘定	16,282		
その他の有形固定資産	7,732		
2 無形固定資産	90,714		
借地権	13,142		
ソフトウェア	76,626		
電話加入権	945		
3 その他の資産	1,862,051	負 債 合 計	7,125,573
有価証券	1,313,908	純 資 産 の 部	
長期貸付金	44,731	科 目	金 額
差入保証金	8,452	I 出 資 金	14,900
会員権	12,282	II 積 立 金	1,972,878
繰延税金資産	365,920	繰越利益積立金	1,972,878
繰延消費税	111,053	III 評価・換算差額等	5,136
その他の資産	5,704	その他有価証券評価差額金	5,136
		純 資 産 合 計	1,992,915
資 産 合 計	9,118,488	負債・純資産合計	9,118,488

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 尚豊会
所在地 三重県四日市市生桑町字菰池 4 5 8 番の 1

※医療法人整理番号 A651

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,922,540
2 事業費用		
(1)事業費	5,168,484	
(2)本部費		5,168,484
本来業務事業損失		△ 245,944
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		200,829
2 事業費用		228,629
附帯業務事業損失		△ 27,800
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		△ 273,744
II 事業外収益		
受取利息	56	
その他の事業外収益	199,508	199,564
III 事業外費用		
支払利息	65,659	
その他の事業外費用	150,849	216,508
経常損失		△ 290,688
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純利益		△ 290,688
法人税・住民税及び事業税		205
法人税等調整額		△ 79,149
当期純損失		△ 211,744

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号						
-----------	--	--	--	--	--	--

法人名	医療法人尚豊会
所在地	三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- (1) たな卸資産
- ・医薬品:最終仕入原価法に基づく低価法
 - ・診療材料:最終仕入原価法に基づく低価法
 - ・給食材料:最終仕入原価法に基づく低価法
 - ・貯蔵品:最終仕入原価法に基づく低価法

2 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)。および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物は定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- ・建物および構築物8年から39年
 - ・医療用器械備品4年から10年
 - ・その他器械備品3年から15年
 - ・車両運搬具2年から6年
 - ・その他の有形固定資産3年

- (2) 無形固定資産
- 法人税法の規定に基づく定額法(5年)によっております。

3 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額計上しております。
- (2) 賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。

様式5

(3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、税法に定める繰延消費税額等は5年間で均等償却しております。

5 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

建物	3,365,700千円
土地	238,530千円
計	千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定額を含む) 5,233,525千円
計 5,233,525千円

6 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員又はその近親者	与那覇 尚	当法人 会長	債務被保証	銀行借入に対する 債務費保証(注 1)		—	25,976
役員又はその近親者	与那覇 靖	医師	債務被保証	銀行借入に対する 債務費保証(注 1)		—	359,810
役員又はその近親者	与那覇 斉	当法人 理事	債務被保証	銀行借入に対する 債務費保証(注 1)		—	9,810

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注1 当法人は、銀行借入に対して与那覇尚、与那覇靖、与那覇斉より連帯保証をうけております。なお、当該連帯保証に際し、保証料の支払いは行っておりません。

7 重要な偶発債務に関する事項
該当なし。

8 重要な後発事象に関する事項
該当なし。

9 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
(1)有形固定資産の減価償却累計額 6,044,701千円

様式第四号

法人名	医療法人 尚豊会	※医療法人整理番号
所在地	三重県四日市市生桑町字菰池458番の1	

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評価・換算差額等			純資産合計
		代替基金	〇〇積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和 4年 3月 31日 残高	14,900			2,184,623	2,184,623	344,003		344,003	2,543,526
会計年度中の変動額									
当期純利益				△ 211,744	△ 211,744				△ 211,744
その他の当会計年度の変動額						△ 338,867		△ 338,867	△ 338,867
・・・・・・・・									
会計年度中の変動額合計	0			△ 211,744	△ 211,744	△ 338,867		△ 338,867	△ 550,611
令和 5年 3月 31日 残高	14,900			1,972,879	1,972,879	5,136		5,136	1,992,915

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	5,143,455	14,576	2,062	5,155,969	1,286,568	157,450	3,869,402
	建物付属設備	3,257,108	44,081	-	3,301,189	1,940,728	141,849	1,360,462
	構築物	251,948	-	1,497	250,451	173,861	9,236	76,590
	医療用器械備品	1,654,418	118,641	0	1,773,058	1,518,732	137,887	254,326
	その他の器械備品	596,432	26,447	0	622,879	536,669	61,822	86,210
	車両及び船舶	555,372	5,046	0	560,418	536,516	37,113	23,902
	土地	261,986	-	-	261,986			261,986
	建設仮勘定	16,282	-	-	16,282			16,282
	その他の有形固定資産	51,282	8,078	-	59,360	51,627	6,633	7,733
	計	11,788,283	216,868	3,558	12,001,593	6,044,701	551,990	5,956,892
無形 固定 資産	借地権	13,142	-	-	13,142			13,142
	ソフトウェア	318,817	8,800	0	327,617	250,990	37,995	76,627
	電話加入権	945	-	-	945			945
	計	332,905	8,800	0	341,705	250,990	37,995	90,714
その 他の 資産	有価証券	1,477,949	1,473,463	1,637,504	1,313,908			1,313,908
	長期貸付金	48,793	11,520	15,582	44,731			44,731
	差入保証金	8,489	24	61	8,452			8,452
	会員券	15,010	1,000	3,728	12,282			12,282
	繰延税金資産	156,942	211,214	2,237	365,920			365,920
	繰延消費税	170,011	10,468	-	180,479	69,426	69,426	111,053
	その他の資産	7,410	-	-	7,410	1,706	442	5,704
	計	1,884,605	1,707,690	1,659,112	1,933,183	71,732	69,869	1,862,051

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人 尚豊会
所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

※医療法人整理番号	
-----------	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,100	400	-	-	4,500
賞与引当金	97,040	-	970	-	96,070
退職給付引当金	225,130	21,420	-	-	246,550

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人 尚豊会
所在地 三重県四日市市生桑町字菰池 4 5 8 番の 1

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	400,000	0.61	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	470,792	396,120	0.96	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	6,071,453	5,675,333	0.96	平成15年8月～ 令和31年6月
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	6,942,245	6,471,453	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

長期借入金返済予定額 (千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金（1年以内に返済 予定のものを除く。）	365,480	369,970	384,192	362,192

様式第八号

法人名 医療法人 尚豊会
所在地 三重県四日市市生桑町字菰池 4 5 8 番の 1

※医療法人整理番号	
-----------	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
(投資有価証券) 株式会社Medifit 第1回、第2回、第3回、第4回社債	300,000	149,574
計		149,574

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
(投資有価証券) 三十三フィナンシャルグループ	3,010株	4,752
(投資有価証券) MMFファンド	2,615,730株	3,488
(投資有価証券) マイクロソフト	2,760株	104,685
(投資有価証券) アップル	4,000株	86,720
(投資有価証券) テスラ	28,865株	752,676
(投資有価証券) エヌビディア	1,000株	36,565
(投資有価証券) ダウインダストリアルアベレージ	4,000株	175,448
計		1,164,334

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	502,142	-	502,142	455	-	502,597
給与費	3,042,321	-	3,042,321	82,583	-	3,124,904
委託費	431,092	-	431,092	1,833	-	432,925
経費	1,289,320	-	1,289,320	13,729	-	1,303,049
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	33,469	-	33,469	170	-	33,639
計	5,298,344	-	5,298,344	98,771	-	5,397,114

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 医療法人 尚豊会

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市生桑町字菰池458番の1

事業費用明細表
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	267,059	
診療材料費	168,307	
給食用材料費	158,629	
その他材料費	8,603	502,597
II 給与費		
給料・賞与	2,739,489	
退職給付	53,125	
法定福利費	332,290	3,124,904
III 委託費		
検査委託費	44,746	
事務委託費	147,366	
保守委託費	121,730	
その他委託費	119,083	432,925
IV 経費		
福利厚生費	12,680	
職員被服費	12,535	
通信費	22,448	
消耗品費	63,458	
水道光熱費	109,226	
保険料	26,982	
租税公課	177,558	
雑費	11,790	
減価償却費	659,853	
地代家賃	66,211	
車両費	24,168	
賃借料	73,571	
修繕費	23,630	
その他経費	18,939	1,303,049
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	0	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	0	
商品（又は製品）期末たな卸高	0	0
VI その他の事業費用		
研修費	19,096	
支払手数料	6,266	
その他事業費用	8,277	33,639
事業費用計		5,397,114

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務の

うち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。

2. I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。

3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人尚豊会
理事長 一宮 恵 殿

私は、医療法人尚豊会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 6 月 12 日

医療法人尚豊会

監事 神谷 明文

独立監査人の監査報告書

令和5年6月15日

医療法人 尚豊会

理事長 一宮 恵 殿

近藤敏通会計事務所

公認会計士

近、藤 敏 通

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人尚豊会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上